

運転免許証の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則及び同規程の運用について（通達）

（平成 10 年 10 月 23 日 鹿免管第 1248 号）

本通達は、運転免許証の更新を受ける者又は特定失効者に対する講習の事務処理要領を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 趣旨
- 講習の指定
- 講習の区分

等である。